

(公益社団)都市住宅学会中部支部 規則

- 第1条 (名称) 本支部は公益社団法人都市住宅学会中部支部という。
- 第2条 (事務所) 本支部の事務所は名古屋市内に置く。
- 第3条 (地域・支部構成) 本支部の地域は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県とし、この地域に在住する都市住宅学会の会員をもって構成する。ただし、富山県、石川県、福井県、長野県に在住の会員の内、希望者は中部支部の会員になることができる。
- 第4条 (目的・事業) 本支部は、公益社団法人都市住宅学会定款に規定する目的ならびに事業に準拠して必要な事業を行う。
- 第5条 (役員) 本支部の役員として常議員 25 名以内をおく。
- (1) 常議員のうち、1 名を支部長とする。
 - (2) 常議員のうち、2 名以内の副支部長をおくことができる。
 - (3) 常議員のうち、若干名を幹事とする。
2. 本支部の役員として常議員のほかに、若干名の顧問をおくことができる。
- 第6条 (役員の選任) 常議員は、支部総会において支部正会員の中から選任する。
2. 支部長は、常議員会において常議員の中から選任する。
 3. 副支部長は、常議員会において常議員の中から選任する。
 4. 幹事は、支部長が常議員の中から指名する。
 5. 顧問は、常議員会において常議員以外の支部会員の中から選任する。
- 第7条 (役員の職務) 支部長は支部を代表し、会務を掌理するとともに、支部総会および常議員会の議長となる。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 常議員は会務を議決し、幹事は支部長、副支部長を補佐して会務を処理する。
 4. 顧問は、会務に関する重要な事項について支部長の諮問に応じるものとする。
- 第8条 (役員の任期) 役員の任期は2か年とし、再任を妨げない。
- 第9条 (会計監査) 役員のほかに2名の会計監査をおく。
2. 会計監査は、常議員会において常議員以外の支部会員の中から選任する。
 3. 会計監査は、会計を監査し、その結果を翌事業年度に属する総会において報告する。
 4. 会計監査の任期は2か年とし、再任を妨げない。
- 第10条 (支部総会の構成・招集) 支部総会は、支部正会員をもって構成する。
2. 支部通常総会は、毎年1回支部長が招集する。
 3. 支部臨時総会は、常議員会が必要と認めたとき、または支部正会員の5分の1以上から請求があったときに支部長が招集して開く。
 4. 支部総会の議長は支部長とする。
- 第11条 (支部総会の議決事項) 支部総会では、次の事項を議決する。
- (1) 支部規則の変更
 - (2) 常議員の選任又は解任
 - (3) 支部の設置ならびに廃止
 - (4) その他総会で議決するものとして、この規則で定められた事項

第12条（支部総会の議決）支部総会は、支部正会員数の5分の1以上が出席しなければ開会することができない。

2. 議決権の行使は、書面をもって他の出席正会員に委任することができる。
3. 前項による委任は出席とみなす。
4. 総会の議事は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決める。

第13条（常議員会の構成・招集）常議員会は常議員をもって構成する。

2. 常議員会は支部長が招集する。
3. 常議員会の議長は支部長とする。

第14条（常議員会の議決事項）常議員会は、次の事項を議決する。

- (1) 支部長、副支部長、顧問、会計監査の選定及び解職
- (2) 事業の執行に関する事項
- (3) 財産の管理に関する事項
- (4) その他重要な事項

第15条（常議員会の議決）常議員会は、常議員数の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2. 議決権の行使は、書面をもって他の出席常議員に委任することができる。
3. 前項による委任は出席とみなす。
4. 常議員会の議事は出席常議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決める。

第16条（経理）本支部の経費は、本部からの交付金、事業から生ずる収入、寄付金などをもって支弁する。

第17条（事業年度）本支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条（事業計画及び収支予算）本支部の事業計画及びこれに伴う収支予算については、事業計画書、収支予算書を支部長が作成し、毎事業年度の開始の前日までに常議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。事業計画及収支予算は支部通常総会に提出し報告するものとする。

第19条（事業報告）本支部の事業報告については、毎事業年度終了後、支部長が事業報告を作成し、常議員会の承認を経て、支部通常総会に提出し報告しなければならない。

第20条（決算）本支部の決算については、毎事業年度終了後、支部長等が収支決算書を作成し、会計監査の監査を受けた上で、常議員会の承認を経て、支部通常総会に提出し承認を得なければならない。

第21条（委員会）本支部が運営ならびに目的達成のために委員会を設ける場合は、常議員会の議を経るものとし、その委員は支部長が委嘱する。また委員会の廃止および委員解嘱の場合も同様とする。

第22条（補則）本規則でとくに明示していない事項は公益社団法人都市住宅学会定款に準拠するものとする。

付 則

1. 本規則は、2003年4月19日から施行する。
2. 本規則は、2011年4月13日から施行する。
3. 本規則は、2013年4月27日から施行する。
4. 本規則は、2014年4月26日から施行する。